

原発60年超 国会審議へ

運転延長法案 閣議決定

政府は28日、60年を超えて原発を運転できるようにするための法案を閣議決定した。2011年の東京電力福島第一原発事故の教訓をもとに定めた運転期間のルールを定める。法案の内容や議論の進め方について原子力規制委員や野党から異論が出たこともあり、2月下旬とされていた閣議決定は月末にずれ込んだ。

改正するのは、原子力基本法、原子炉等規制法（炉本法）、電気事業法など五つの法律で、国会では「東電法案」としてまとめて審議する。再生可能エネルギー「特別措置法」なども一緒に議論するため審議が十分にできないとの批判もある。原発の運転期間は、原発事故後に安全規制の柱とし

て導入。炉本法を改正し、原則40年、原子力規制委員会が認めれば最長20年延長できると定められた。改正案は、再稼働に必要な規制

規制委せかされ 議論3カ月

法が改正されると、新たな問題が浮上する。規制委の審査などによる

停止期間を運転期間から除くことで60年超運転が可能になると、事業者側の不備で審査が中断して長期間停止した原発の方が、審査を速やかにクリアした原発より長く生き延びる可能性が出てくる。改正案に反対した石渡明委員は規制委の会合で「そういう制度になるのであれば、審査をしてい

て導入。炉本法を改正し、原則40年、原子力規制委員会が認めれば最長20年延長できると定められた。改正案は、再稼働に必要な規制

る人間としてはちょっと耐えられない」と訴えた。運転が止まっても劣化は進む。コンクリートの構造物は年数が経つほど強度が低下する。ケーブルなども劣化が進む。運転中は、原子炉の金属が中性子を浴びてもろくなる「中性子照射脆化」という現象が知られる。だが、60年超に向けた安全規制について規制委は、国内の原発が60年超に達するのは10年以上先だ

運転期間の規定は、規制委が所管する炉本法から削除し、経済産業省が所管する電気事業法で新たに定める。経産相は、電力会社から延長申請があった場合、脱炭素や電力の安定供給につながるかを審査して認可する。安全性の確認は規制委が担う。停止期間は除外せず、運転開始から30年を起点とし、10年を超えない期間ごとに設備の劣化具合を審査する。（岩沢志気）

として議論を先送りした。一方で、改正に向けた議論は前のめりだった。炉本法の改正案を異例の多数決で決めた2月13日、賛成した委員が「外から決められた締め切りを守らなければいけないという感じだ、せかされてきた」と発言。山中伸介委員長はその日の記者会見で「法案提出という最後のデッドラインは決められた締め切りなので、やむを得なかった」と

述べ、締め切りありきの議論だったことを認めた。昨年10月5日、経産省資源エネルギー庁の担当者を呼んで1時間強の説明を聞いた後、10分ほどの議論で規制委は運転期間を炉本法から削除して経産省所管の法律に移すことを容認。経産省側の案が固まっていた。昨年11月2日の段階で、事務局の原子力規制庁は新しい制度の大枠を提示した。昨年10月から規制委が法改正案をまとめるまで4カ月余り。30日間のパブリックコメントを除くと実質3カ月余りの議論だった。

原則40年最長60年のルールは、東京電力福島第一原発事故の教訓をもとにつくられた。今回の経産省主導の法改正案について、山中委員長は昨年11月、朝日新聞の取材に対し「いろんな形で提案がなされていいんだらうという理解でおりますし、国会で最終的にはご議論をいただいて、きちんと決めていただくんだらうと思います」と話した。（山野拓郎、佐々木綾）